

原著

1890 (明治23) 年トルコ軍艦エルトゥールル号 海難事件における日本赤十字社の災害救護活動

川原 由佳里*

要 約

本論文の目的は、1890 (明治23) 年トルコ軍艦エルトゥールル号遭難事件における日本赤十字社の救護活動の実態を明らかにし、その活動の実現や内容に影響した要因を検討することを通じて当時の日本赤十字社の救護機関としての特徴を明らかにすることである。この遭難事件では、日本赤十字社は宮内省の申し入れにより医員看護婦を派遣した。当初の宮内省ならびに中央政府の方針はその後、軍艦八重山の出航遅延、ウォルフ号の現場急行、東京回送等の方針変更により紆余曲折をたどったが、現地の兵庫県知事の判断やそれを受けた宮内省の指揮を通じて、負傷者たちは神戸での治療看護を継続できた。日本赤十字社の救護活動については、開始されたのが事件発生後6日の時点であったこと、遭難時に死亡した者が多く、負傷者の数が限られていたこと、その負傷者たちもすでに現地医師等による治療を受けていたことから、2名の内科的疾患の患者を除いてほとんど全員が回復した。初の国際救護であり言語不通、文化習慣の違いに戸惑いも大きかったが、人員材料に不足がなく、和田岬消毒所という恵まれた療養環境で医療を行えたことも特徴である。

キーワード：日本赤十字社、エルトゥールル号、災害医療、災害看護

はじめに

1890 (明治23) 年9月16日、トルコ軍艦エルトゥールル号は天皇陛下に勲章を贈呈し、3ヶ月以上に及ぶ日本滞在を終えて横須賀港を出航し南下する途中、台風の暴風雨圏に突入し、午後9時30分頃、和歌山県大島檜野崎にほど近い場所で座礁・沈没、死者587名、生存者69名の海難事件となった¹⁾。

当時、日本赤十字社は戦時救護のみを社の事業としていたが、宮内省の要請により式部官一行に随伴して医員看護婦を派遣した。途中、負傷者は軍艦八重山により東京に回送する方針であったが、神戸港に停泊中のドイツ軍艦ウォルフ号の好意により生存者が神戸に航送されたため、宮内省と日本赤十字社の一行は神戸の和田岬消毒所を仮病院とし、負傷者を救護することになった。結果、日本赤十字社は9月21日より10月2日に県庁に引き渡すまでの12日間、1人の死亡者なく、2名の内科的疾患患者の他は概ね全快という成績を残した。同社にとっては明治21年の磐梯山噴火に続き、2度目の災害救護、そして初の国際救援となった²⁾。

エルトゥールル号遭難事件については、特に大島での住民総出による救出作業が今日も繰り返し語り継がれる美談であり、これについては大島で発見された資料も含めて、山田邦紀氏の著書³⁾に詳しく報告されている。また2006年には内閣府中央防災会議により事件に関する調査報告書が作成され、内閣制が発足された当時の中央地方行政のもとで、海難事件に対する各機関の対応が検討されている¹⁾。

本災害における医療救護は、近代以降の日本の災害

*日本赤十字看護大学

医療の一事例としてどのような特徴をもつのか。日本赤十字社による救護活動が実現された背景には、どのような要因や関係機関の関与があったのか。これらを知ることは、日本の災害医療史におけるこの事件の特徴や、当時の日本赤十字社の災害救護活動の位置づけを知るためには重要である。

本稿では、従来この事件に関する研究で使用されてきた防衛研究所所蔵『明治二四年公文備考卷五目録 艦船下 土耳其軍艦遭難始末併助命者送還ノ爲金剛比叡二艦該国へ派遣一件』、および宮内庁書陵部『明治二十三年外賓接待録二、式部職』、外交史料館や国立公文書館の関連資料に加え、新たに日本赤十字社書類綴『土耳其軍艦遭難負傷者救護書類編冊』を対象とし、この海難事件における日本赤十字社の救護活動の実態を明らかにし、その活動の実現や内容に影響した要因の検討を通じて、当時の日本赤十字社の救護機関としての特徴を明らかにすることを目的とした⁴⁾。

1. 海難事件に対する各省・各大臣の対応

事件の発生に関する第一報⁵⁾は、9月18日午後9時45分に大島の沖村長から海軍省に送られた。本件の第一報を最も早く入手できたのは海軍省であるが、この

知らせはすぐには樺山海軍大臣から山県内閣総理大臣に伝えられなかった。

中央政府が事件を知ったのは、翌19日の深夜1時30分に石井和歌山県知事が海軍省と内務省に発した電報⁶⁾、ほぼ同時刻である2時5分に林兵庫県知事が宮内省・内務省に発した電報⁷⁾である。19日の午後には、天皇の臨御のもと内閣会議が開かれた⁸⁾。宮内省ならびに内務省に宛てられた電報はほぼ同時に内閣に回覧された。

その結果、宮内省はただちに宮内省官吏の土岐豊之助と高橋守政、宮内省式部官の丹羽龍之助⁹⁾、侍医の桂秀馬、侍医医局医員の五藤克巳、侍医局薬丁の山本章五郎の現地派遣を決定した。また日本赤十字社に対して医員看護婦の派遣を依頼した¹⁰⁾。日本赤十字社は、非常の災害であり、ましてや軍艦の乗組員の死傷であれば、日本赤十字社が救護を行うのは当然であるとして、医員の高橋種紀、野島與四郎、看護婦の福本カンと岡崎クニの派遣を決定した。救護においては宮内省関係者の指揮に従い、地方官と協議し活動することとした。外務省も交際官試補の松井慶四郎の派遣を決めた¹¹⁾。

今般土耳其軍艦

沈没ニ就テハ

御留意之趣ニ存之

及伺其社ヨリ以テ

貴社派出夫々之者

有之ヲ致シ後以候申

入在也

明治二十三年九月十九日

宮内大臣子爵土方久元

日本赤十字社長

子爵佐野常民殿

史料1 宮内大臣より日本赤十字社社長佐野常民宛に送られた救護員派遣を依頼する文書。日本赤十字社書類綴『土耳其軍艦遭難負傷者救護書類編冊』より（博物館明治村所蔵）

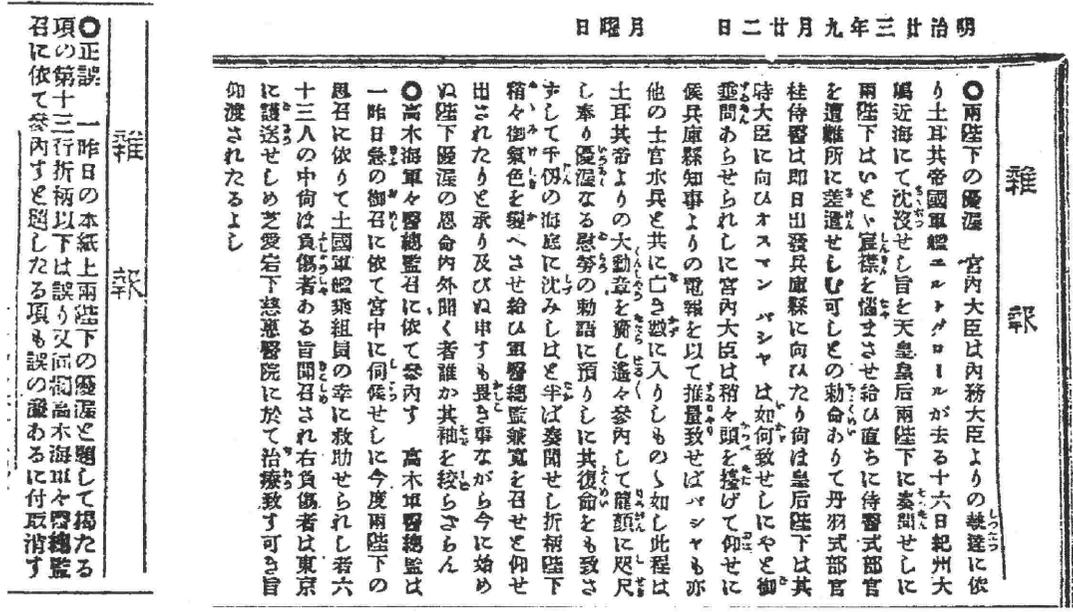
また海軍省も19日のうちに大島に向けて軍艦八重山を派遣することを決めた。軍艦八重山は明治23年3月に落成した最新艦であり、当時一番の速力を誇り、通常なら汽車よりも早く、大島に到着できるはずだった¹²⁾。最初の計画では、八重山は宮内省と日本赤十字社の一行と、外務省の依頼により交際官試補松井慶四郎を搭載するはずだった¹³⁾。しかし八重山は運悪く修理中であり、すぐには出航できず、翌20日午後の出航となった。そのため宮内省・日本赤十字社・外務省の一行は、八重山艦には乗船せず、19日16時45分、前年開通したばかりの東海道急行に乗車、神戸を經由、船で大島に渡る予定で出発した。

八重山艦が大島に向けて出発したのは、それから約1日遅れての翌20日の正午である。その直後の午後2時、宮内省から「八重山艦にて負傷者を東京に回送し、東京慈恵医院で治療せよ」との天皇の御沙汰があったことが、石井和歌山県知事、林兵庫県知事、現地の丹羽式部官、日本赤十字社、海軍省¹⁴⁾に伝えられた。

なお東京回送という方針が出された経緯について、9月22日付『時事新報』には「〇両陛下の優渥」という題で、軍艦沈没の知らせを聞いた天皇が、直ちに高

木兼寛海軍軍医総監を召せと仰せになり、馳せ参じた高木に対し、天皇は負傷者を東京に護送し、皇后が総裁を務める芝愛宕下の東京慈恵医院に収容し、治療せよと仰せ渡されたという記事が掲載されている¹⁵⁾。天皇の当初の意向は負傷者を東京に回送することであったという従来の研究の説は、この『時事新報』の記事を根拠としたものと考えられる。

しかしその2日後である24日の『時事新報』には、「正誤」として、これらの一連の記事は誤りであるという取消しの記事が掲載された¹⁵⁾。当時の新聞紙条例(明治20年勅令第75号)第13條によれば、当人あるいは関係者より正誤の掲載が求められたときは次回ないしは三回までに正誤をなすことになっていた¹⁶⁾。おそらく記事を読んだ宮内省側が事実と違う記載であるとの理由から「正誤」の掲載を求めたのだろう。宮内省が現地関係者に対して東京回送を指示している史料が現存しているところをみると、指示は確かに宮内省から発せられたが、その経緯に誤りがあった可能性もある。もしかしたら東京回送の方針は、天皇の発意ではなかった可能性もある。



史料2 明治23年9月22日付『時事新報』より〇両陛下の優渥、〇高木海軍々医総監召に依て参内す、明治23年9月24日付『時事新報』より〇正誤

ところで以上の経緯について中央防災会議の報告書¹⁷⁾は「宮内省の当初における救済措置の基本方針は、天皇の意向を受けて、第一に海軍省に対して軍艦を急ぎ派遣し、生存者を東京に回送するよう要請すること、第二に宮内省関係要員を現地に送り込むことであった」とし、その理由を当時の中央政府の特徴として、皇室は独自の存在であったこと、宮内省は内閣に属さず、また内閣はあくまで内閣総理大臣を補佐する立場であったことをあげて、それゆえに各省・各大臣の意図・行動は必ずしも一致しなかったと述べている。

しかし以上を見る限り、各省・各大臣は別々に対応しようとしたのではなく、天皇の臨御のもと一同会して対応を協議し、その結果、宮内省（日本赤十字社）と外務省が人員を派遣し、海軍省が軍艦八重山を派遣して救護を行うというように、一致協力して救護に当たる計画であったと考えられる。運悪く、軍艦八重山がすぐに出航できなかったため、当初の方針どおりにはならず、結果的に宮内省・日本赤十字社・外務省の一行と、海軍省とはそれぞれ別のルートから救護に向かうことになったのだろう。東京回送の方針についても、管見の限り、宮内省がこの方針を示した20日午後2時以前には、これに関する史料はどこにも見あたらないのであり、東京回送の方針はおそらく、八重山の出航遅延を受けて、20日の時点で新たに追加されたと考えるほうが妥当である。

周知の通り、高木兼寛は海軍々医総監であるとともに、東京慈恵医院の創設者であり院長でもあった。東京慈恵医院は明治20年より皇后を総裁に迎え、有志共立東京病院という名称を東京慈恵医院と改め、経費は主に皇室資金によっており、小松宮殿下を総裁にかかげる日本赤十字社と同様、皇室とは深い関係にあった。海軍省においても第一報に素早く対応できなかったばかりか、軍艦八重山をすぐに出航させることができず、それまでの経緯をふまえて対面を保ちたいとする思いがあったであろうし、特に高木海軍々医総監には東京慈恵医院の院長としても、先んじて宮内省に随伴して救護員を派遣した日本赤十字社に対し、競合する向きもあったのではと推察される¹⁸⁾。

一方の日本赤十字社も、明治19年に政府が赤十字条

約に加盟してから博愛社を日本赤十字社と改め、小松宮彰仁親王を総裁に掲げ、おなじく皇后の庇護のもとに組織づくりを進めていた。宮内省から救護員派遣を要請する文書は19日付であり、同日午後4時45分にはすでに救護材料を準備携帯し、新橋を出発しているところをみると、その申し入れは19日午後に天皇が内閣会議に臨御されるよりも早い時点であった可能性もある。2年前の明治21年の磐梯山噴火でも、日本赤十字社は宮内省から要請され、現地に医員を派遣した。当時、日本赤十字社には宮内省と密に連絡がとれる体制があり、指示があれば数時間後に出発できるだけの人員材料の用意があったことが分かる。

日本赤十字社はこの東京回送という方針を知って、内部資料に「本社出張ノ救護員ハ無用ニ属スルモノノ如ク其進退未決中ニ候」¹⁹⁾と記した。ここには負傷者を東京に回送して東京慈恵医院で治療を受けさせるのであれば、出張させた医員看護婦は無用になるのではないかという戸惑いが感じられる。後に、東京回送か、神戸での治療継続かをめぐる協議の中で、日本赤十字社から派遣された医員が、仮病院は既設の病院と見られるほど整っているとアピールし、現地での治療や療養に不便はないかと懸念する中央政府を安心させようとしている場面もあり、日本赤十字社にとってもこの事件での救護を担当し、成功させることは、国内での地位を築くうえで重要な意味をもっていたと考えられる。

2. ドイツ軍艦ウォルフ号の現場急行と林兵庫県知事の判断

さて神戸では、先に遭難者2名を搭載し、神戸に到着した防長丸の一件を情報源に、19日『神戸又新日報』が号外を発行、現地では事件が知られるところとなっていた。同日、県庁訪問の答礼のため、神戸港に停泊中のドイツ軍艦ウォルフ号に訪れた林兵庫県知事は、艦長から救護のため大島に出航したいという申し出を聞いた。新聞の記事によれば、知事はこの事件への政府の対応を待っており、その場では返事をしなかったが、県庁に戻って軍艦八重山の派遣を知り、ドイツ領事に対して出発をとりやめるように勧告した。しかし

領事は是非にも出航したいとの意向であり、仕方なく知事は出発を許可せざるを得なかった²⁰⁾。知事はその旨を19日の午後1時には内務大臣宛に連絡し、午後4時には兵庫県の県官1名をウォルフ号に搭乗させ、罹災者を神戸に連れ帰る目的で、大島に出発させた²¹⁾。

一方の宮内省、外務省、日本赤十字社の一行は、翌20日の午後1時20分²²⁾に神戸に到着した。神戸からは船で大島に渡航する段取りになっていたが、兵庫県知事から負傷者はやがてウォルフ号にて神戸に連れてこられる予定であることを知らされ、行き違いを避けるため大島行きを取りやめた。現地大島での治療は断念されたが、ちょうど和田岬消毒所内乗客停留所が空き家であり、衣服、夜具など整備されているとのことで、ここを仮病院（以下、和田岬仮病院とする）とし、明日の患者受け入れに向けて備えることとなった。一行はこの間に負傷者を東京に回送し、東京慈恵医院で治療するという宮内省の方針を知った²³⁾。

9月21日午前6時30分にウォルフ号は神戸に帰還した。丹羽式部官、侍医、外務省交際官試補、兵庫県外務課長、神戸警察署長、巡查らとともに、日本赤十字社の高橋医員らも水上警察のボートにて同軍艦に赴き、艦長と軍医官に話を聞いた。生存者は69名であり、うち2名の健常者は遺体確認のため、大島に残留中とのことだった（他2名は先に防長丸にて神戸に来ていた）。その日の午後より宮内省侍医ならびに日本赤十字社の医員看護婦による救護活動が開始され、深夜にまで及んだ。

この21日のうちに、現地の林兵庫県知事は現況報告と東京回送の方針に関する知事の意見を、宮内省に宛てて書き送った。その内容は、①医員の見立てによれば重傷者はいるものの、このまま現地で3、4日治療を行わなければ、慈恵に送り、治療を加える必要があるかどうか判断しがたいこと、②負傷者たちにとって軍艦での回送は希望するところではないこと、③生存者全員を東京と神戸に二分するのは不便なので、いずれかに一方にまとめるべきこと、これについては至急電報を以て指示を下されたいこと、そして④この件に関して県知事は全て宮内省の指揮を受けて臨機の処置をする心得であることである²⁴⁾。丹羽式部官も上の①

に関する同様の意見を21日夕に宮内省宛に送った²⁵⁾。

一方、八重山艦は台風の影響により20日中には上陸できず、21日10時30分に大島に上陸した。大島ではそれ以上、生存者が見つからず、遺体確認のために残っていた2名を除いて、遭難者たちはすべてウォルフ号により神戸に移送されていた。そのため海軍省の一行は死者の埋葬を行った後、負傷者を東京に回送すべく神戸に向けて出発²⁶⁾、翌日の22日14時、神戸に到着した。

22日17時には、八重山艦の艦長三浦大佐、加々見軍医大監、石原軍医が和田岬仮病院に来院し、負傷者を見舞った。同時刻、宮内省の丹羽式部官と県官等も来院し、同夜、負傷者の取扱いをめぐる協議が行われた。しかし、宮内大臣の命により重病者のみを引き渡すとする宮内省側と、海軍大臣の命により遭難者全体を引き取るとする海軍省側とで意見がかみ合わず、協議は平行線をたどった²⁷⁾。海軍関係者は22日から23日にかけて2度にわたり、海軍省に電報を送り、指示を求めた²⁸⁾。一方の林兵庫県知事および宮内省の丹羽式部官も、21日に宮内省に宛てた文書の返事を待っていた。しかし23日にはとうとう海軍省に引き渡すつもりで、今や重病者も含めて軍艦に搭載可能であるが引き渡してよいかを問い合わせる内容の電報を、宮内省に連名で送った²⁹⁾。

宮内省からの指示は、23日の午後1時によりやく林兵庫県知事に宛てて発せられた。内容は「一同其地（神戸）ニ於テ厚ク手当致ス可シ」というものである³⁰⁾。同時にこの天皇の御沙汰を伝える関係文書が、高木海軍軍医総監にも送られた。これを受けて、現地の海軍関係者は遭難者を連れ帰ることなく、その場を立ち去った。こうしてトルコ軍艦の遭難者たちは全て神戸で治療看護を受けることになった。

この一連の経緯を見ると、現地の林兵庫県知事の間い合わせに対する中央政府の対応の遅れが見える。当時の通信手段の限界によるものとも考えられるが、中央政府からの返事が遅れたために、林知事がウォルフ号の救助活動の申し出を断れなかったことや、海軍省の要求に屈して、負傷者を東京と神戸に二分すべきではないとする知事自身の意見を取り下げそうになったこともあった。中央政府の対応や連絡いかんによって

は、この海難事件での日本赤十字社の活動はまったく別のものであった可能性もある。

それに対して現地の代表者である林知事の対応の迅速さ、適切さは際立っていた。中央防災会議の報告書は、「経緯の詳細が不明ではあったが、林県知事が東京への回送を押しとどめて生存者を神戸にて看護することを貫いた」とし、「内務省管轄下であっても地方行政が災害時において罹災者本位の政策を展開できたと積極的に評価できる」³¹⁾としているが、以上を見る限り、ここで決定的であったのは、ウォルフ号により遭難者が神戸に到着した21日の時点で宮内省に書き送られた林県知事の文書と見て間違いはないだろう。

エルトゥールル号は来日の折、神戸にも停泊した。その際、林兵庫県知事は宮内省から、神戸に領事館のないトルコの乗組員のために特別な配慮をしてほしいと依頼されていた経緯があった。当時、海難事件に関して、国交のない国の遭難者の扱いに対する法律も、救護費の扱いも制定されていなかったものであり³²⁾、知事自身は内務省管轄下にありながら、すでにこの事件は宮内省が指揮をとるべき性質のものを見定めていた。結果的には、開港場をもつ神戸は、生存者たちが本国に帰還するにあたって便利な地であり、知事の判断は遭難者たちにとってもよい選択であったと考えられる。

3. 和田岬仮病院での救護活動

1) 負傷者の治療と看護

21日早朝、ドイツ軍艦ウォルフ号が生存者を搭載し、神戸に到着した。午前10時には2隻の舢舨に生存者を移して、水上警察の小蒸気船で曳き、和田岬に上陸させた。軽症者は歩かせ、重傷者は担架にて運び、士官は寝台に、他は皆蒲団二枚に毛布を与えて、別々に6畳敷の室に横たえた。彼らの好物である煙草を一人3本ずつ喫させ、準備した洋食で昼食をとらせた後、正午より負傷者の診察治療を開始した³³⁾。宮内省側が侍医2名、薬丁1名、日本赤十字社側が医員2名、看護婦2名による体制である。無休無息で診察をつづけた結果、夜の12時になってようやく一通りの鑑別治療をなし終えた。

診断の結果、生存者69名のうち、重傷13名、軽傷38名、健康者18名であった。重傷者の内訳は骨折2名、大腿手掌の失肉1名、臀部打撲性挫創1名、横腹刺傷1名、大腿鼠径部の刺傷1名、その他骨に達する創傷であり、軽傷者は打撲傷、擦過傷が多かった。創は不潔で、腐敗臭が激しかった。必要に応じて切開搔爬を実施し、痂皮等は剥離し、カルボ水で消毒し、防毒し、防腐包帯を施した。四肢切断を要する患者はいなかった³⁴⁾。

到着したばかりの負傷者らは、新聞によれば「樫野崎や大島で貰ひ受けた或いは借りたる汚れ穢れし単衣にてそれも男衣あり女服ある中には猿芝居の衣装の如く半身だけを覆ふにも足らざるほどの衣装を着たるもありし」³⁵⁾状態で、日本赤十字社の医員も「使節を失い、又数多の朋友を失い己れ自らすら萬死の中に命は助かりたれども負傷の爲め身体自由ならず只茫然たる様見るさへ気の毒に思はれる」³⁶⁾と記した。

生存者たちの年齢はほとんど20代で、最年少が20歳、30代以上は30歳が3名、45歳の士官1名のみであった。英語を理解できた者は士官6名のうち1、2名だけである。21日の診察では、通訳を雇う時間もなかったため、識別番号を木札に記して病者につけた。しばらくしてレビーという当地で居酒屋をしていたルーマニア人の通訳を雇い入れることができたが、彼の通訳も十分とはいえず、経過や症状などの聞き取りでは用語を通訳できず、年齢や名前を知ることができる程度であった³⁷⁾。

診察や手術にあたっては、苦痛に耐えられず、号泣、抵抗、拒否して医員、看護婦を打撃するものもいた。トルコの風習で酒は一滴も口にせず、疲労を回復させ、元気を出させるために与えようとしても、皆同じように投げ捨てた。麻酔薬は前頭酒を用いないため、日本人飲酒家に比べると3分の1くらいで十分に効果があった³⁸⁾。

翌日の9月22日からは、患者の部屋を重傷者、軽傷者および健康室の3部屋に分けて、治療を行った。この日は21日の時点で十分に治療できなかった25名に包帯ならびに手術を施した。徐々に遭難者と救護員は馴染み、意思疎通ができるようになり、治療も首尾良く

行えるようになった³⁹⁾。

事件の衝撃により心身共に虚脱し、消沈していた生存者たちも徐々に元気を取り戻していった。外傷性疾患の患者もみな良性の肉芽を生じ軽快に向かった。最後まで病状が心配された2名の肺炎患者については詳しい報告があり（おそらく記念写真では看護婦の間に

挟まれ、毛布にくるまって座っている男性2名と思われる）、そこには血痰、呼吸苦、胸痛などの訴えの他、発熱、脈拍増加、喀痰困難、食欲不振などの症状の観察、胸部打診によって濁音が観察され、聴診による鼾音・笛音が聴取されたこと、徐々にではあるが病状が回復に向かいつつある様子が記載されている⁴⁰⁾。



史料3 和田岬停留所前での遭難者との記念撮影。白衣を着た看護婦4名の姿がある。看護婦の氏名は福本カン、岡崎クニ、山中サク、中島クニ。海事博物館 (Deniz Müzesi) /トルコ海軍司令部 (TC Deniz Kuvvetleri Komutanlığı) 所蔵 (高橋忠久氏提供)

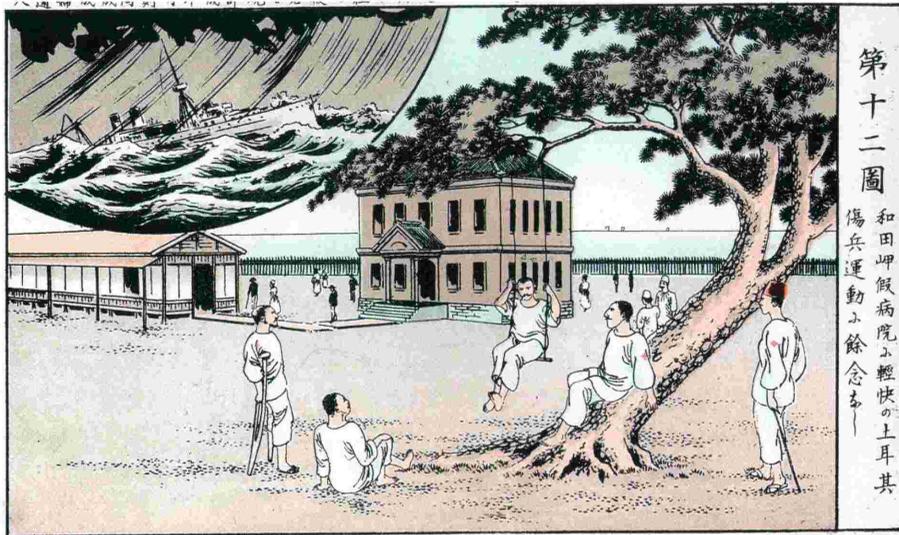
各種新聞はこぞって義捐金を募集し、皇后陛下をはじめ数多くの義捐品も贈呈された。9月26日午後2時には、丹羽式部官が病院を訪れ、皇后宮からの肌衣一組の他、小松宮ご息所殿下からのピスケットや葡萄が遭難者に渡された。同様に、日本赤十字社の事務員岩崎駒太郎も、佐野常民社長の指示を受けて、ハンカチーフを贈呈し、士官5名には英語で慰問状が伝えられた⁴¹⁾。

2) 療養環境としての和田岬仮病院

生存者たちが生活した和田岬仮病院は、『日本赤十字社画壇』には、海を臨む松林の砂浜に隣接した高台に立てられた木造2階建ての建物とそれに続く平屋建てとして描かれている⁴²⁾。トルコの遭難者たちは景観のよい砂浜で、思い思いに散歩をしたり、運動したりしている。同所には巡査が派遣され、門前で警護を行うとともに所内を平服で巡回し、取締を行った。仮病院

となった和田岬消毒所の乗客停留所にはもともと備え付けの病衣、臥床用の物品などがあり、家屋の構造や備品が整っていた。高橋医員は、看護婦たちの尽力により、救護材料なども整頓されたため、病院として十

分に機能していること、仮病院は既設の病院と見られるほど整っており、訪れた県官やドイツ軍医も感心していたと報告した⁴³⁾。



史料4 『日本赤十字社画壇』第十二図和田岬仮病院に輕快の土耳其傷兵運動に余念なし (明治35年刊日本赤十字看護大学所蔵)

また仮病院には下等室と称する6畳敷の部屋が20室あり、1室あたり2~4人を収容し、上等室は式部官等の出張所及び事務所に充てられた。そのうち9号室、10号室は看護婦の部屋であった。翌日の22日からは先にも述べたように重傷者、軽傷者、健康者の部屋に分けられ、30日からは士官1名の病状が回復したため、通訳として雇われたルーマニア人レビー宅に滞在していた士官4名を呼び戻し、2階の士官の部屋とし、その代わりに日本赤十字社の医員たちは1階に移動、士官と下士官たちが別の部屋で生活できるように遇した⁴⁴⁾。

神戸に着いて以来、宮内省の支払いにより三食すべて西洋食が与えられた。食事についても士官と下士官以下とは別であり、軽症患者には入浴も行われ、足を負傷した患者に特別に杖が作られた。軽傷者たちは入浴を好み、日に何度も湯浴みをしたり、将棋に似たゲームに興じたり、日本の高下駄をうまく履きこなした。また25日の午後5時には八重山艦長三浦大佐、加々見軍医大監が来て、健康な5名の士官を伴い、神戸市内

で晚餐を饗したりもした⁴⁵⁾。

なお、エルトゥールル号遭難当時、神戸港の検疫所である和田岬消毒所が空き家となっていたのには理由があった。その年の6月、長崎に停泊中のドイツ艦船でコレラ患者が発生したのを初めとして、全国的にコレラが流行した。神戸でも9月2日の時点でコレラ患者の総数は329名と報道されている⁴⁶⁾。8月30日には船舶検査規則が停止され、赤間ヶ関、神戸、横浜における検疫が不要となった。東海道線などの交通機関が整備されるなか、港湾で患者を取り締まる意味が不鮮明になったためである⁴⁷⁾。それでも神戸の和田岬消毒所は、完全に封鎖するというわけではなく、船舶等で患者を発見した際に使用することになっていた。

コレラはエルトゥールル号乗組員にも同様に、猛威を振るった。乗組員たちに始めて患者が出たのが7月18日である。それから2ヶ月の間、横浜で碇泊を余儀なくされ、12名の死亡者を出した。エルトゥールル号が9月15日に台風が近づきつつあることを知りながら出発したのも、コレラにより大幅に出発予定を遅れた

からだった⁴⁸⁾。

3) 医療チームと救護費

ところで神戸にて治療看護を続行することが決まった23日のうちに、林知事は今後の治療に要する費用を重症患者と軽症患者に区分して見積もり、提出するようと日本赤十字社の高橋医員に指示した。翌24日には、高橋医員の作成した予算見込み書⁴⁹⁾をもとに、林知事は宮内省宛に遭難者の救護費用を県が負担することは不可能であり、国庫支弁にすべきこと、また神戸で治療を続けるにあたっては侍医を、それが不可能であれば日本赤十字社の救護員たちを留め置いてほしいという旨の文書を送った。宮内省はとりあえず費用は内蔵寮にて立替えるが、いずれ国庫支弁となるだろうと知事に返事し、その一方で政府に打診した⁵⁰⁾。

現地の日本赤十字社の医員たちには、宮内省関係者から内々にいずれ治療は赤十字社一手の担当となるであろうとの談話があった。24日には宮内省から正式に侍医等に対して帰京の命令が下り、26日以降、治療は日本赤十字社が一手に引き受けることになった。23日午後9時20分には、高橋種紀医員は日本赤十字社に向けて、しばらく神戸にて救護を続ける上で必要であるとして、追加の看護婦、調整や報告にあたる事務員、薬剤師の増遣を要求した。これを受けて、日本赤十字社は翌24日午後4時に、事務員岩崎駒太郎、調剤員渡邊勝四郎、看護婦山中サク、中島クニ2名に包帯材料を携帯させ、新橋を出発させた。同日午後6時、現地に大阪衛戍病院長菊池篤忠より、日本赤十字社病院の院長の依頼により包帯材料などで必要なものがあれば請求してほしい、請求され次第送付するとの旨の電報が送られた⁵¹⁾。

開業医らの助力の申し出もあった。23日午後、当地の開業医佐野誉他3名が来訪し、本社正社員であることをもって必要に応じ治療を分担したいと篤志を表した。当初の丹羽式部官の意向は、開業医らの手伝いを謝絶し、医師不足の場合は県病院に派遣を依頼する考えであったが、日本赤十字社の佐野常民社長は丹羽式部官の意向を覆し、開業医の願い出を許可するように取り計らった⁵²⁾。

救護費に関しては、日本赤十字社の一行は救護費及

び旅費準備金として、後発の出張員の分も合わせて金450円を渡されていた。経費のうち、日本赤十字社は専ら治療費と出張員等の食料小雑費のみを担当しており、内部資料の決算書では376円51銭2厘を使用したと記録されている。最終的に宮内省宛に請求した額は531円45銭2厘である⁵³⁾。

宮内省一行もいくらかの準備金をもっていたと思われるが正確な額は不明である。先の遭難者の賄料一日45円をはじめ、通訳の雇い賃、諸雑費を支払った。丹羽式部官は26日の時点で宮内省宛に、現在、接待費の残額を以てわずかに維持している状態で資金は早々に底をつくので、費用の出所を早く決定してもらいたいと書き送った⁵⁴⁾。

一方、県庁では一切費用を出さず、和田岬消毒所内乗客停留所と備品の衣類、寝具（不足の場合は宮内省が新調した）を貸し出すのみであった。明治23年1月に議会で採択された兵庫県の市部郡部連帯及地方税支出予算案は総額27万2064円12銭8厘であり、うち神戸病院に充当する予算は1万4782円50銭4厘であった⁵⁵⁾。9月にはコレラの流行により追加予算が組まれている状況から考えても、遭難者達の救護費まで県が負担するのは難しかったと考えられる。

トルコ軍艦遭難者の国内での救護に要した費用については、理由は定かではないが12月19日という遅くになってトルコ軍艦遭難者救護費用5412円62銭4厘を第二予備金から支出する件が内務大臣より大蔵大臣に請求され、12月23日山県有朋内閣総理大臣より上奏され裁可された。そのうち兵庫県への返納分は2131円90銭であった⁵⁶⁾。

23日に神戸での治療続行が決定されてから、林兵庫県知事は患者全体を引き受けることは承知していたが、費用の出所が確定しないことを理由に引き取りを拒否していた。それ以降、現地の丹羽式部官と日本赤十字社の一行は、県知事とは県官を通してしか連絡を取ることができなかったこともあり、県知事の考えが理解しづらかったようである⁵⁷⁾。

当時、日本赤十字社は本部と地方委員部・支部からなる組織づくりを進めており、委員長および支部長は都道府県知事が兼任していた。林知事は兵庫県支部長

を兼ねていたが、この事件の救護をめぐる日本赤十字社とやりとりは全て県知事としてのものであり、支部長としてのものではない。

日本赤十字社は明治21年の磐梯山噴火事と明治24年の濃尾地震でも該当する県の知事と連絡をとりながら活動を行っているが、災害救護が社の活動として認められるのが明治25年であり、災害救護に対する支部の役割が明示されるのは明治37年天災救護規則の改定からである。さらに災害時における日本赤十字社の医療救護活動が、政府の災害対策の一環として位置づけられるのは戦後を待たねばならない⁵⁸⁾。

4. 県への引き渡しと本国送還

26日、県への引き渡しの件が未決のまま、軍艦比叡金剛による生存者たちのトルコ本国送還が決定された。結果的には遭難から10日後、神戸移送されてから5日後という早い決断であった。このような早い決断の背景には世論の後押しもあった。

トルコ軍艦の沈没事件の4年前、同じ紀州沖でイギリスの汽船ノルマントン号が遭難する事件が起こり、その際日本人乗客を救助しなかったイギリス人船長の非人道的行為が問題となったことがあった。そうした背景もあり、今回のエルトゥールル号の海難事件には国民の大きな関心が寄せられた。新聞も遭難したトルコの軍人を憐れみ、手厚く看護することで、日本人の美德を世界の人々にアピールせよと書いて世論を盛りたてた⁵⁹⁾。

また大島での遭難者救助に関して、軍艦八重山がウォルフ号に先を越されたことに対しても国民から遺憾の声があがった。加えて9月23日ロシア公使から青木外相に対して生存者をロシア軍艦で送還したい旨の打診があり、青木外相がこれを承諾したために、海軍部内の人々が激昂しているという風聞が広まり、一時、

外務省批判、海軍省擁護の世論が高まるという出来事があった。青木外相は、日本の軍艦で送還するとなると予算のことなど一大臣の考えで決定できないため、返答をしなかったというのが事実のようだが、このことをめぐって『時事新報』は、ロシア軍艦による送還となると外交上の大問題であり、日本の体面を考えれば、費用を論ぜず、日本の軍艦で送還せよと論じた。また『神戸又新日報』もロシアの軍艦で送還でもしたら、諸外国から日本には軍艦が無いと思われるだろうと述べた⁶⁰⁾。

9月28日の午後9時には、県への引渡しや本国送還に関する協議のため、東京の日本赤十字社から山上兼善が出発した。翌日午後には山上が神戸に到着し、県知事や県病院の院長と協議、30日には経費は国庫支弁であることが決定され、県が遭難者たちの引き取りを了承した。これをうけて日本赤十字社の一行は10月1日に遭難者に携帯させるため記念写真を撮影、10月2日遭難者全員を県庁に引き渡した。

林県知事が、特に遭難者たちが信頼を置いている救護員たちの残留を希望したため、日本赤十字社は県病院の補助として野島医員と看護婦2名（福本カン、岡崎クニ）を残留させ、必要な器械、包帯材料を残した上で引き渡しを行った。残留組を除く一行は、10月3日に三宮を出発、翌10月4日午後7時25分新橋に到着した⁶¹⁾。

残留中、野島医員がトルコ皇帝宛の救護報告書作成を苦にして自傷する出来事もあったが、結局、遭難者は県に引き継がれ、10月10日には軍艦金剛と比叡に分乗し、トルコに向かって翌日の11日未明、次の目的地である長崎に向かった。

表1は、この事件に関する出来事を時間の経過にしたがって示したものである。

表1. エルトゥールル号遭難事件に関する主な出来事

月 日	時 刻	出 来 事
9月16日	21時30分頃	エルトゥールル号和歌山県大島郡野崎付近で沈没、死者587名、生存者69名
9月18日	21時45分	沖大島村長、海軍省に発電
9月19日	01時30分	石井和歌山県知事、海軍省・内務省に発電
	02時05分	林兵庫県知事、宮内省・内務省に発電
	午後	天皇の臨御のもとに内閣会議が開催される 宮内省→官吏・式部官・侍医・薬丁の現地派遣 日本赤十字社に医員・看護婦の派遣を要請 外務省→交際官試補の現地派遣 海軍省→軍艦八重山の現地派遣（修理中にて即日出航できず）
	13時	林兵庫県知事、内務省に報告 本日、ドイツ軍艦ウォルフ号救助のため現地に向け出航 県官1名搭乗させ、神戸に遭難者を連れてくる予定
	16時45分	宮内省・外務省・日本赤十字社の一行、東海道線にて新橋を出発
9月20日	午後	軍艦八重山、大島に向けて出発
	13時20分	宮内省・外務省・日本赤十字社の一行、神戸に到着 行き違いを避けるため大島行きを取りやめ 和田岬消毒所を仮病院とし、負傷者受け入れの準備
	14時	宮内省より現地関係者に指示 「八重山にて負傷者を東京に回送し、東京慈恵医院で治療せよ」
9月21日	06時30分	ウォルフ号神戸に帰還
	10時00分	負傷者を和田岬仮病院に収容
	10時30分	軍艦八重山、大島に到着、死者の埋葬を執行
	午後	負傷者の治療を開始 宮内省侍医二名、薬丁一名、日本赤十字社医員二名、看護婦二名 重傷13名、軽傷38名、健康者18名
	夕	林兵庫県知事、宮内省宛に文書送付 医員の見立てでは3、4日神戸での治療要する、 負傷者は軍艦での東京回送を望まず、 遭難者を東京と神戸に二分するのは不便である
9月22日	14時	軍艦八重山、神戸に到着
	17時	海軍省と宮内省・県官による負傷者取り扱いをめぐる協議 八重山艦長→海軍省に電報「ワレワレノシンタイイカガスベキヤ」 式部官・県知事→21日に送った宮内省宛文書への回答を待つ
9月23日	13時	宮内省、林兵庫県知事に神戸での治療続行を指示 「一同其地（神戸）ニ於テ厚ク手当致ス可シ」
		林県知事、日本赤十字社高橋医員に治療費の見積もりを作成するよう指示 日本赤十字社高橋医員、本社に事務員、調剤員、看護婦の追加派遣を要請 開業医四名、本社正社員であることをもって治療を分担したいと申し出あり
9月24日		林県知事、宮内省に救護費は国庫支弁にすべき旨、意見を送る
		宮内省、侍医らに帰京命令
	16時	日本赤十字社、現地に事務員、調剤員、看護婦二名を追加派遣
	18時	大阪衛戍病院長より日本赤十字社へ 必要な医療材料があれば送付するとの申し出
9月25日		侍医ら帰京
9月26日		軍艦比叡・金剛による生存者たちのトルコ本国送還が決定
9月28日	21時	日本赤十字社より山上兼善が現地に出発 県への引き渡し、本国送還についての協議のため
9月30日		遭難者の救護費用の国庫支弁が決定 林兵庫県知事、県で遭難者を引き受けることを了承
10月2日		遭難者の救護費用の国庫支弁が決定 遭難者の県への引き渡しが完了
10月3日		県病院の補助として野島医員、看護婦二名は残留。 引き揚げ。三宮を出発
10月4日	19時25分	新橋に到着
10月10日		遭難者たち軍艦比叡金剛に分乗
10月11日	未明	トルコに向けて出発

おわりに

今日では当然のように、大規模災害に対する対応は国家の義務であり、日本赤十字社も国家的枠組みのなかで災害医療の役割を担っている。しかし今回の調査に見るように、近代における災害医療の創始はもっと自然発生的に始まったことが分かる。それまでのわが国の災害対策は、炊き出し、仮小屋、種籾配給など、罹災者の生活復興を目的としたものだった。明治の初期になって、地方のみでは対応できないような大きな災害がたびたび起こり、都市化や人口増加などにより災害の被害が大きくなったこともあって、本来、別の目的で設置されたはずの警察や軍隊などの近代的システムが、自然発生的に災害に対応するようになっていった。災害時の創傷にも対応できる外科的治療を主とする西洋医学が広まりつつあったことも背景要因となった。そのようななか、明治10年に博愛社として設立されて以来、戦時救護のみを社の事業としていた日本赤十字社が、皇室や中央政府の期待に応じて、災害医療の役割を担うようになっていった。

この海難事件では日本赤十字社は、中央政府が事件の発生を知った19日のうちに、宮内省からの要請を受け、医員と看護婦を出発させた。このように迅速な対応ができたのは、戦時救護を目的として、病院をつくり医員や看護婦の準備を進めていたからである。ここには、2年前の明治21年に起こった磐梯山噴火での救護活動の経験も活かされたと考えられる。このとき日本赤十字社は宮内省からの要請を受け、初めて災害において救護員を派遣した。明治16年よりは、日本赤十字社は皇后より三百円の下賜金を得て、事業を拡大しつつあった。宮内省との関係は深かったのであり、この関係が災害救護に着手する大きなきっかけとなった。

この事件では、途中、ウォルフ号による負傷者の神戸への移送など予想外の出来事や、各省・各団体の思惑の交差する場面もあったが、地方行政と中央政府がそれぞれ柔軟に対応し、協力し得た結果、現地での救護活動という罹災者本位の方針を貫くことができた。日本赤十字社の行った医療救護は、日本の天皇への拝謁を目的として派遣された外国の使節たちであったという経緯からして、現地医療の不足を補うというより

は、天皇や中央政府の命によって医師、看護婦等が派遣されたこと自体に意味があったと考えられるが、人道的援助という意味でも、またトルコ国民に日本国の厚意を伝え、両国の友好を深めるという意味でも成功であったといえる。当時、もっぱら戦時救護のための組織づくりを進めていた日本赤十字社にとっても、国家的枠組みのなかで災害医療の役割を担っていく今後の歴史の端緒を開くことができたと考えられる。

しかし一方で、日本赤十字社が実際に活動を行ったのは、事故が発生してから6日後の時点であり、初期救護というには遅い開始であった。当時の通信や交通事情により、現地から事件発生との連絡が届くまでに時間がかかったのが原因である。また現地での救護活動については、負傷者の数は限られていたことと、その負傷者たちも大島で現地の医師3名による初期治療を受け、若干名はドイツ軍艦ウォルフ号に搭乗していた医師にも治療を受けるなどして、手当を受けていたこともあり、急性期から回復期にかけての患者の治療と看護を担ったと考えられる。

初の国際救援であり、救護活動が開始された当初は、遭難者と言語が通じないことや、文化習慣が違うことなどが支障となった。しかし少しずつ意思疎通ができるようになり、遭難者たちが時折沈んだ表情をしているのに気づくと、突然の不幸に見舞われた彼らの身上を気の毒にも思うようになった。丁寧に治療看護を行うのに加え、歩行が不自由なものには杖を用意し、また士官は士官として下士官とは別の身分相応に遇するなどの配慮も行った。県への引き渡しをめぐり、現地の林兵庫県知事が救護員の残留を希望していたことから、遭難者たちが日本赤十字社の医員や看護婦に信頼を寄せていたことが分かる。

この災害ではとりわけ和田岬消毒所という整備された療養環境がすぐに利用できたことの利点は大きかったといえる。人員材料に困ることはなかったのも特徴である。日本赤十字社の社員であることを理由に篤志を申し出る医師たちも現れ、救護材料についても陸軍から配給を受けることができた。地震などの災害では、広域にわたって住居が破壊され、医療者や医療材料も被災して、療養環境を整えること自体が難しい場合も

ある。そうした場合、不衛生な環境のために治療過程で合併症を併発し、感染症が流行することも少なくなない。コレラが流行していた神戸の市街地からも離れて

謝辞

本研究にご指導ご協力くださった國學院大學上山和雄教授、中近東文化センター高橋忠久氏、日本赤十字看護大学元司書吉川龍子氏、日本赤十字豊田看護大学河合利修氏に深く感謝申し上げます。

引用文献・資料

- 1) 内閣府中央防災会議『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書1890エルトゥール号事件』2005年
- 2) 日本赤十字社『社史稿』pp. 1588-1593, 明治10年～40年。このとき日本赤十字社からはじめて災害地に看護婦が派遣された。同社の病院では明治23年4月から看護婦養成が開始されていたが、この事件には従来から病院に勤めていた従来看護婦4名が派遣された。
- 3) 山田邦紀他『東の太陽、西の新月 日本・トルコ友好秘話「エルトゥール号」事件』、現代書館、2007。
- 4) なお本稿では神戸での日本赤十字社の救護活動を中心とし、大島に現存する史料は対象に含めなかった。
- 5) 防衛研究所所蔵『明治二四年公文備考卷五目録』九月十八日午後九時四五分沖村長より樺山海軍大臣宛電報
- 6) 同上5)石井和歌山県知事より内務省宛電報の回覧
- 7) 国立公文書館「土耳其軍艦沈没ノ景況ヲ報告ス」公文類聚・第十四編・明治二十三年・第十八卷・外交・条約～雑載 請求番号 本館-2A-011-00・類00464100 内閣 明治23年09月19日、ならびに宮内庁書陵部『明治二十三年外賓接待録二、式部職』九月十九日午前二時五分林兵庫県知事より土方宮内大臣宛電報 トルコ軍艦は来日時、長崎と神戸で停泊し、横浜に到着した。
- 8) 『時事新報』明治二十三年九月二十日〇内閣会議
- 9) 丹羽式部官はエルトゥール号乗組員が横浜～東京に滞在中の接待係でもあった。
- 10) 宮内庁書陵部『明治二十三年外賓接待録二、式部職』九月十九日付宮内大臣より日本赤十字社社長佐野常民宛書、簡日本赤十字社書類綴にも同じ書簡がある。
- 11) 日本赤十字社書類綴『土耳其軍艦沈没ニ付負傷者救護ノ儀』第一号土耳其軍艦沈没ニ付負傷者救護ノ儀
- 12) 国立公文書館「軍艦八重山工事ヲ落成ス」公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二十四卷・兵制六兵器馬匹及艦船徴兵[請求番号] 本館-2A-011-00明治23年 03月24日
- 13) 同上5)九月十九日付海軍大臣より横須賀長官宛電報「丹羽侍従高橋侍医赤十字社看病三人遣ワサル」高橋は日本赤十字社医員の名前であり、侍医の名は桂である。
- 14) 同上5)九月二十日付海軍大臣より和歌山県知事宛、九月二十一日兵庫県知事宛電報、同上10)九月二十日宮内大臣より兵庫県知事・丹羽式部官・和歌山県知事宛電報による。
- 15) 『時事新報』九月二十二日「〇両陛下の優渥ならびに〇高木海軍々医総監召に依て参内す」、九月二十四日「〇正誤」
- 16) 国立公文書館「新聞紙条例改正」御署名原本・明治二十年・勅令第七十五号 明治二十年十二月二十八日 請求番号 A03020017300
- 17) 同上1)p. 67
- 18) 今回の調査では天皇が高木を召喚し、東京回送を指示したことを示す決定的な史料は見つからなかった。しかし後になって東京回送を断念する旨の文書が、宮内省から直接高木宛に送られていることからしても、この方針変更が高木が深く関与していることは確かである。
- 19) 同上11)
- 20) 『神戸又新日報』九月二十一日
- 21) 同上5)十九日午後1時兵庫県知事より内務大臣宛電報 電報の写しは19日中に海軍省にも送られた。
- 22) 同上11)赤十字社の記録によれば1時20分。その他1時15分や30分の説もある。
- 23) 同上11)午後六時五十五分佐野日本赤十字社長より兵庫県知事・丹羽式部官宛電報、午後七時五十五分日本赤十字社より高橋種紀宛電報
- 24) 同上10)九月二十一日付兵庫県知事より宮内大臣宛書簡
- 25) 同上10)九月二十一日夕付丹羽式部官より宮内省外務課長宛電報
- 26) 同上3)p. 99
- 27) 同上10)宮内大臣の電信案には「入院を要する患者」とのみ書かれており、同上5)海軍大臣の電信案には「負傷者、患者、病者」などのいくつかの表現がある。
- 28) 同上5)九月二十二日付加々見軍医大監土井代主計より海軍省宛電報「ワレワレノシシタイカガスベキヤ」。同日三浦艦長より海軍大臣宛電報「患者ヲ慈恵医院ニ送ル都合如何患者送り方向時ニテモ差支ナシ併し宮内大臣ヨリ式部官ヘノ命令ハ重症患者ノミトアリ本官ヘノ訓令ト相違ノ趣有由県知事ハ何分ノ司令至急アル御取計アリタシ」
- 29) 同上10)九月二十三日付丹羽式部官、林兵庫県知事連名の文書
- 30) 同上10)十九日九月二十三日付宮内大臣より林兵庫県知事宛文書他
- 31) 同上1)pp. 12-13
- 32) 金指正三、伊藤多三郎編『国民生活史研究』1生活と政治、江戸時代の海難救助制度、吉川弘文堂、昭和32年、277-289。
- 33) 『神戸又新日報』九月二十三日エルトゥール号沈没余聞。この21日の上陸時、看護婦の人手が足りないため、公立神戸病院より5名を差回し都合7名で看護を行ったという記事がある。
- 34) 同上11)第二十九号遭難負傷者救護復命書同十三日及び二十一日より第一回報告
- 35) 『時事新報』9月25日〇逸逸軍艦神戸着後の模様
- 36) 同上11)二十九号遭難負傷者救護復命書十月十三日及二十一日
- 37) 同上11)兵庫和田岬出張日誌第二 第一回報告 九月二十八日 麻酔導入のための酒か。
- 38) 同上11)
- 39) 同上11)
- 40) 同上11)
- 41) 同上11)岩崎事務員は本社宛の報告書により「両陛下の慈旨、

本社救護の義挙、みじんも患者に徹底せず、痛嘆とするところ」と書いた。なお岩崎駒太郎らは9月25日午後8時に神戸に到着した。

- 42) 日本赤十字社『日本赤十字社画壇』（明治35年刊）
- 43) 同上11)
- 44) 同上11)
- 45) 『神戸又新日報』九月二十三日、二十五日付エルトグロール号関連記事より
- 46) 『神戸又新日報』九月二日
- 47) 国立公文書館 赤間ヶ関神戸及横浜ノ三港ハ虎列刺病流行地方ヨリ来ル船舶検査規則施行ヲ停止ス 公文類聚・第十四編・明治二十三年・第五十七卷・衛生・衛生総・医事・薬剤・病院・疾疫〔請求番号〕本館-2A-011-00・類00503100 明治二十三年八月三十日
- 48) 同上3)pp. 66-73
- 49) 同上19)十三号同上第二回報告並別報第九月二十八日
- 50) 同上10)九月二十二日付三宮義儀より橋本院長宛文書
- 51) 同上11)
- 52) 同上11)
- 53) 同上10)神戸出張経費決算書ならびに第三六号土耳其軍艦遭難者救護出張支払簿。結局十一月十四日宮内省へ救護費請

求し、支払いを受けた。

- 54) 同上10)九月三十日丹羽式部官は電信で1500円を受け取った。
- 55) 今井馬吉著、山下三郎編『兵庫県報類纂 明治23年』、神戸弘明舎、明治24年、国立公文書館所蔵 請求番号 ヨ318-0376
- 56) 国立公文書館 土耳其軍艦遭難救護費ヲ二十三年度第二予備金ヨリ支出ス 公文類聚・第十四編・明治二十三年・第四十八卷・財政十二収支一〔請求番号〕本館-2A-011-00
- 57) 同上10)
- 58) 川原由佳里、日本赤十字社の災害救護関連規則の歴史、日本看護歴史学会誌第20号、10-21頁2007年
- 59) 『神戸又新日報』九月二十六日○土國人民を感涙せしむべし、二十七日○土耳其水兵の送還、『時事新報』九月二十五日○土耳其水兵の送還など
- 60) 外交資料館『土人格特派使節「オスマン・パシヤ」来航の件』（第6門4類3号17）
- 61) 宮内庁『明治天皇紀』13巻吉川公文堂1868-1987
- 62) 三沢伸生、1890年の「エルトゥール号事件」に対する行政の初期対応—明治期の日本における外国船海難事故にかかわる公文書史料の諸問題、東洋大学社会学部紀要、第42-2号、121-163頁、2004年